

19 契約取引による野菜のリレー出荷をしたい

認定

補助

天候不良等により、契約数量の不足分を市場等から調達する場合にかかる費用の一部を支援します。

対象となる方

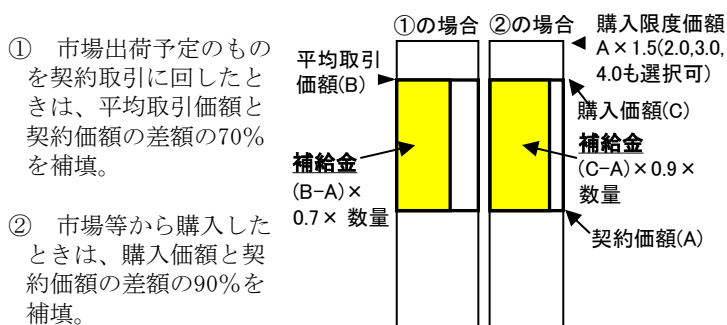
農業者又は農業者の組織する団体であって、産地連携野菜供給契約による野菜の供給を内容とした総合化事業計画の認定を受けた者

支援内容

- 野菜生産者が外食・加工業者や量販店などと契約取引を行う際のリスクを軽減するため、契約数量の不足時に市場等から確保する場合にかかる費用の一部（国費負担率50%）を支援します。
- 六次産業化・地産地消法に基づき作成する計画の認定を受けることにより、野菜指定産地内外を問わず複数産地の農業者等が連携して、リレー出荷により指定野菜の周年供給に取り組む場合についても上記の支援が受けられます。

<事業の仕組み>

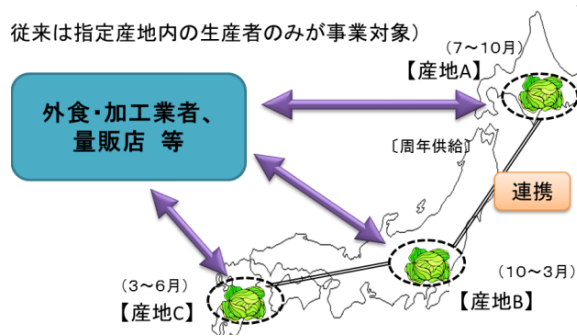
契約数量が確保できず、市場での平均取引価額が指標価額（基準価格の110～130%）を上回った場合【高騰時】に、



<六次産業化・地産地消法の特例措置による支援>

指定産地内外問わず産地間連携によるリレー出荷に取り組む生産者も事業対象

従来は指定産地内の生産者のみが事業対象)



ご利用方法

- 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の審査・認定は、各地方農政局等において実施します。認定に係る手続き等の詳細は、下記農林水産省ホームページに随時掲載します。
- 総合化事業計画の認定を受けた後、実際の本事業の利用に当たっては、独立行政法人農畜産業振興機構へ申込みいただくことになります。

【お問い合わせ先】

農林水産省生産局園芸作物課 TEL:03-3502-5961

⇒ <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html>

農林漁業の6次産業化

検索

加工・業務用野菜への転換を推進する産地に対し、加工・業務用野菜の安定生産に必要な作柄安定技術の導入を行う場合に支援します。

対象となる方

農協連合会、農協、農事組合法人、農業生産法人、特定農業団体、農業者の組織する団体

支援内容

- 輸入野菜からのシェア奪還に向け、加工・業務用野菜への転換を推進する産地を対象に、実需者と取引契約を結び、加工・業務用野菜の安定生産・安定供給に必要な土壌・土層改良、被覆資材の使用等の作柄安定技術の導入に必要な経費を支援します（補助率：定額（3年間の取組に対して15万円/10a））。

・対象品目：キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、かぼちゃ、ほうれんそう、レタス、スイートコーン、えだまめ

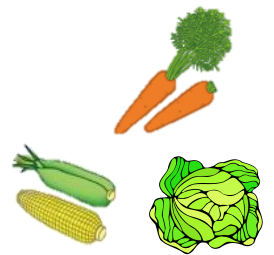
・事業要件

- ① 産地要件：事業対象面積10ha以上、事業参加農家5戸以上
- ② 機械化の推進など生産・流通の構造改革の取組と土層改良など作柄安定のための取組を一体的に行うこと
- ③ 対象契約（※）に従って長期的かつ安定的に出荷を行うこと

〔（※）加工・業務用実需者への契約取引が対象となります。
自ら加工を行って契約に従って出荷するものも対象となります。〕

ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。



【お問い合わせ先】

農林水産省生産局園芸作物課

TEL：03-3502-5958

<事業名：加工・業務用野菜生産基盤強化事業>

果樹の優良品目・品種への転換及びこれにより生じる未収益期間に対する支援や、加工用果実を低コストで生産するための支援を行います。

対象となる方

産地計画において担い手と定められた者、農地中間管理機構 等

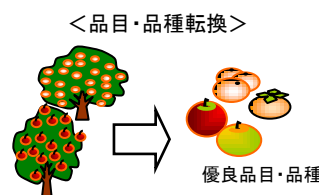
支援内容

＜①果樹の優良品目・品種への改植支援対策及び未収益期間対策＞

- 改植支援対策（補助率：定額、1／2）

優良品目・品種への転換や急傾斜地から平地等への移動改植等について、支援します。

【改植】	23万円／10a	（みかん等のかんきつ類）
	17万円／10a	（りんご等の主要落葉果樹等）
	33万円／10a	（りんごわい化栽培等）
	1／2以内	（その他果樹）
	【移動改植】 2万円／10a（園地整備に伴う追加的な土層改良経費）	



- 未収益期間対策（補助率：定額）

優良品目・品種への転換を加速化するため、改植等を実施した際の未収益期間に係る経費の一部に対して助成します。

〔 5.5万円／10a × 改植の翌年から4年分＝22万円／10a（※ 初年度に一括交付） 〕

- 労働生産性向上対策（補助率：定額）

農地中間管理機構を活用して園地を集積し、産地の構造改革を進める「農地中間管理機構モデル地区」における、ICT等の省力化・低コスト化技術を活用した生産技術体系の構築のための実証等を支援します。

＜②主な果実の加工流通対策＞

- 加工専用果実生産支援事業（補助率：定額（上限200万円））

加工原料用果実の低コスト・省力化栽培技術の確立に対する支援や、それと一体的に取り組む新商品開発に対して支援します。

- 加工原料安定供給連携体制構築事業（補助率：定額）

一定品質の加工原料用果実の取引に取り組む産地に対し、作柄安定技術の導入及び選別・出荷に要する経費について、支援します。

ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

農林水産省生産局園芸作物課 [TEL:03-3502-5957](tel:03-3502-5957)

茶の新植・改植、改植に伴う未収益期間、有機栽培や棚栽培等への栽培転換、生産コストの低減や安定生産等の取組に対し支援します。

対象となる方 農業者、農業者団体 等

支援内容 消費者ニーズに対応した茶の優良品種への転換や高品質化を加速化するため、茶工場単位等で策定する品質向上戦略に基づき実施する新植・改植、改植に伴う未収益期間、担い手への集積等に伴う茶園の整理等に対し支援します。
また、平成30年度においては、有機栽培への転換に対し新たに支援します。

【茶園の改植、有機栽培への転換等支援】

- 改植、移動改植：29.3万円/10a
(異なる品種への改植は33.3万円/10a)
- 新植：12万円/10a
- 有機栽培への転換：10万円/10a
- 担い手への集積等に伴う茶園整理：5万円/10a
- 棚栽培法への転換：4万円/10a
- 棚栽培等への転換に必要な資材費：10万円/10a
- 台切り：7万円/10a

【生産コストの低減等への支援】

- 省エネルギーに寄与する加工機械や減農薬栽培に向けた防除機械等のリース導入
- 産地の気候条件等に応じた生産体制の強化等に対して助成



省エネ型粗揉機



サイクロン式防除機



防霜ファン

国産茶の需要創出に向けた国内外マーケット調査や生産・加工技術の導入、新たな茶種の栽培・加工等の取組を支援します。

対象となる方 農業者、農業者団体 等

支援内容 新商品の開発に係る国内外における市場調査や機械等の導入、紅茶やウーロン茶等を製造するための加工機械の導入等に対して助成（※）します。

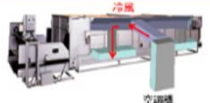
(※) 補助率：

- ・ ソフト事業にあっては定額
- ・ 機械等リース事業にあっては1/2



(さっせいき) 釜炒り殺青機

低温除湿萎凋(15℃16時間)



萎凋処理による香りを発現させる加工技術



萎凋処理による香りを発現させる加工技術

ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

最寄りの地方農政局

農林水産省担当課：生産局地域対策官 (TEL：03-6744-2117)

<事業名：茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業>



オススメ ✓ 機械の導入等に対し、税の優遇措置を受けることもできます！(条件有)

詳しくは、18 (P25)の「中小企業経営強化税制」をご覧ください。